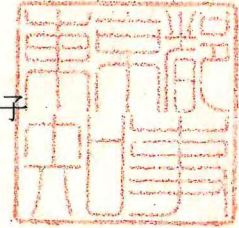




2 東 消 防 消 第 3 3 6 号  
令 和 2 年 8 月 3 日

千代田区消防団運営委員会  
委員長 石川 雅己 様

東京都知事 小池 百合子



特別区の消防団の設置等に関する条例（昭和38年東京都条例第53号）第4条の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

## 別紙

### 1 諮問事項

「水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか」

### 2 趣旨

地域に密着した消防団は、平常時において消火活動をはじめ防火防災訓練指導など献身的な活動をしており、水災時の活動においても大いに期待されている。

近年、気候変動等の影響により、超大型台風や局地的豪雨による自然災害が発生しており、令和元年10月に発生した台風第19号では、多くの消防団員が水災事象に対応し、避難誘導、土のうを活用した浸水防止活動及び排水活動などに従事したところである。

こうした中で、消防団の活動体制、避難所支援等の対応、装備資機材・分団本部施設の充実強化などの課題が抽出された。

このことから、水災時において消防団員が効果的に活動するための具体的な方策について諮問するものである。

### 3 審議期間

令和2年8月から令和3年7月まで

### 4 答申期日

令和3年7月31日